

「PPA 方式による県有施設への太陽光発電設備等導入事業」

質問及び回答

令和6年7月26日

| | |
|------|---|
| 質問 1 | 仕様書の2 事業概要(1) 事業概要ア「事業者は、別紙1 及び別紙2 で示す対象施設における設置候補場所に対して、現地調査、設備容量検討、必要に応じて構造調査等を行う」とありますが、提供資料に構造計算書がない建物については現地構造調査等を行い、建物の安全性を証明したうえで太陽光を設置するものとし、安全性の証明ができない建物については太陽光を設置できないものと考えてよろしいでしょうか。 |
| (回答) | 県から構造計算書の提供がない建物については、設備工事前に、事業者において当該施設の構造調査等を行ったうえで、太陽光発電設備を設置した際に発生する加重増加等の影響を検討し、施設の耐久性(安全性)に問題ないことを確認することが必要です。(安全性を確認できないものについては設置することはできません。) |